

改正

昭和59年12月15日条例第37号

平成9年3月31日条例第8号

青梅市スポーツ振興基金条例

(設置)

第1条 市民ならびに市内に活動の本拠のある個人および団体の体育、スポーツおよびレクリエーション活動に対し援助し、または表彰を行い、もつて、市民の心身の健全な育成に寄与するとともに社会体育の振興を図るため、青梅市スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 前条の目的のための寄付金は、基金として積み立てるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、基金に積立てすることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益金は、予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する援助または表彰を行う場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が定める。